

令和7年第3回蟹江町議会定例会会議録

|         |                     |        |           |
|---------|---------------------|--------|-----------|
| 招集年月日   | 令和7年9月2日(火)         |        |           |
| 招集の場所   | 蟹江町役場 議事堂           |        |           |
| 開会(開議)  | 9月2日 午前9時00分宣告(第1日) |        |           |
| 応 招 議 員 | 1番                  | 武藤 くるみ | 2番 多田 陽子  |
|         | 3番                  | 志治市 義  | 4番 石原 裕介  |
|         | 5番                  | 山岸 美登利 | 6番 飯田 雅広  |
|         | 7番                  | 板倉 浩幸  | 8番 水野 智見  |
|         | 9番                  | 三浦 知将  | 10番 吉田 正昭 |
|         | 11番                 | 富田 さとみ | 12番 伊藤 俊一 |
|         | 13番                 | 安藤 洋一  | 14番 佐藤 茂  |
| 不応招議員   |                     |        |           |
|         |                     |        |           |
|         |                     |        |           |

|  |                                       |              |       |                     |       |
|--|---------------------------------------|--------------|-------|---------------------|-------|
| 地方自治法第<br>121条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 常別勤職                                  | 町長           | 横江 淳一 | 副町長                 | 加藤 正人 |
|  | 政推進策室                                 | 室長           | 小島 昌己 |                     |       |
|  | 総務部                                   | 部長           | 鈴木 孝治 | 総務課長                | 藤下 真人 |
|  | 民生部                                   | 部長           | 不破 生美 | 介護福祉課長              | 松井智恵子 |
|  |                                       | こども福祉課長      | 飯田 陽亮 | 保険医療課長              | 山田 尚徳 |
|  | 産建設業部                                 | 部長           | 肥尾建一郎 | 次長<br>まり<br>推進<br>課 | 福谷 光芳 |
|  |                                       | 土木農政課長       | 東方 俊樹 |                     |       |
|  | 会計管理室                                 | 会計管理者兼会計管理室長 | 鈴木 敬  |                     |       |
|  | 上下水道部                                 | 部長           | 伊藤 和光 | 次長兼<br>水道課長         | 石原 己樹 |
|  |                                       | 下水道課長        | 北條 寿文 |                     |       |
|  | 消防本部                                  | 消防長          | 竹内 豊  |                     |       |
|  | 教育委員会事務局                              | 教育長          | 服部 英生 | 教育部長                | 館林 久美 |
|  |                                       | 教育課長         | 兼岩 英樹 |                     |       |
|  | 委員長及び<br>委員                           | 監査委員         | 山本 隆彦 |                     |       |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 議事務会局                                 | 局長           | 萩野 み代 | 書記                  | 荒木 慎介 |
| 議事日程   | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。<br>(会議規則第21条)     |              |       |                     |       |
| 会議録署名議員  | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。<br>(会議規則第127条) |              |       |                     |       |
|  | 3番                                    | 志治 市義        | 4番    | 石原 裕介               |       |

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）

日程第4 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について

日程第5 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第8 議案第41号 表彰について

日程第9 議案第42号 蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について

日程第10 議案第43号 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第44号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第45号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第46号 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について

日程第14 議案第47号 蟹江町下水道条例の一部改正について

日程第15 議案第48号 霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結について

日程第16 議案第49号 大辻跨線橋撤去工事の協定の締結について

日程第17 議案第50号 大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結について

日程第18 議案第51号 令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について

日程第19 議案第52号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）

日程第20 議案第53号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第54号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第55号 令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第56号 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 認定第1号 令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第2号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第3号 令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第4号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第5号 令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第6号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第30 認定第7号 令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第31 認定第8号 令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

追加日程第32 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について

追加日程第33 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第34 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第35 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 伊藤俊一君

皆さんおはようございます。

令和7年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可いたしております。利用される議員の皆さんには、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただくようご協力を願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名いたします。

ここで、去る8月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さんおはようございます。

それでは、早速、去る8月25日に行われました令和7年第3回（9月）定例会の第1回議会運営委員会の協議結果についてご報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

これは令和7年9月2日火曜日、本日から9月25日木曜日までの24日間といたします。

2、議事日程について。日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

9月2日本日火曜日午前9時より、これは議案の上程、そして付託、精読、その後、人事案件について審議、採決が行われます。終了の後、全員協議会が行われます。その後、議員総会が行われます。備考といたしまして、同意が第2号から第5号までの4件であります。

3日水曜日午前9時から、これは2日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

5日金曜日午前9時、総務建設常任委員会。付託事件審査、所管事務調査の予定となっております。付託案件につきましては、議案の第41号から第47号の7件となっております。所

管事務調査については、今後の調査についての打合せ等の予定となっております。

同日の午後1時30分から、民生教育常任委員会。これは所管事務調査の予定となっております。内容は、学習用端末の現地視察となっております。

11日木曜日午前9時、一般質問。終了の後、議会広報編集委員会。これは11月1日発行号の割り付け等の予定であります。終了の後、議会運営委員会。これは意見書等の取りまとめの予定となっております。

12日金曜日午前9時から、これは11日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

18日本曜日午前9時、決算審査。

19日金曜日午前9時、これは18日に終了できなかった場合の予備日となっております。

25日本曜日午前9時、委員長報告の後、議案審議、採決をされ、全て終了の後閉会。そして終了の後、議員総会の予定となっております。

3、人事案件について。

- (1) 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。
- (2) 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。
- (3) 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。
- (4) 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

以上4件は、初日に追加日程により、審議、採決を行います。

4、総務建設常任委員会所管事務調査について。

9月5日金曜日、付託事件審査終了の後、今後の調査について打合せを行うものであります。

5、民生教育常任委員会所管事務調査について。

9月5日金曜日午後1時30分より、蟹江中学校及び学戸小学校において学習用端末の現地視察を行うものであります。

6、一般質問について。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する。これはもう終わっております。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データの提出をお願いいたします。質問当日にモニター等を使用する議員は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

7、決算審査について。

審査の方法は、先例により行います。

- (1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。
- (2) 歳出の質疑は、款ごとに1人3回までといたします。

（3）特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

8、意見書等について。

6月定例会以後に提出された意見書（1）から（8）の取扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議を行います。

（1）最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書。

（2）公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。

（3）住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書。

（4）地方財政の拡充を求める意見書。

（5）保育所職員の入材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書。

（6）介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書。

（7）国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書。

（8）義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

9、その他。

（1）「あなたの意見を聞く会」について。

役割分担、当日の流れ及び会場の配置について確認し、チラシのデザインを決定いたしました。リハーサルを10月14日火曜日午前10時から、産業文化会館3階で行うことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

（2）議員総会の開催について。

ア、9月2日火曜日または3日水曜日の全員協議会終了後に開催し、「あなたの意見を聞く会」について議会運営委員会で協議した内容を報告いたします。

また、議会ICT推進部会より、8月19日火曜日に協議された内容について報告を受けることといたします。

イ、定例会最終日閉会後に開催し、「あなたの意見を聞く会」について協議を行うものであります。

（3）海部郡町村議会議員研修会について。

12月23日火曜日湯元館にて研修会を行うものであります。時間等の詳細はまだ未定であります。

（4）政務活動費半期分の請求について。

令和7年10月分から令和8年3月分の請求書が、9月議会初日に会派代表者及び無会派議員へ配付されますので、定例会最終日までに議会事務局へ提出をお願いいたします。

（5）議場への鉢花設置について。

9月定例会では、キクの鉢花が提供される予定ですが、ご存じのように暑さの影響で花が弱ってしまう懸念がありますので、9月11日木曜日の一般質問の日以降設置することとなっております。状態によっては途中で撤収もありますので、ご理解をお願いいたします。

（6）その他。

公共交通勉強会が提言を発表する場を設けてもらいたい旨、申出がありました。そのため、9月議会最終日で行うように調整をすることといたしました。

発表は以上であります。

（13番議員降壇）

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番志治市義君、4番石原裕介君に指名をいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について（報告）」を議題といたします。

配付の文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定しました議員派遣については、これをもってご報告に代えます。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 館林久美君

それではおはようございます。ご提案申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

蟹江町教育委員会委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、佐藤浩昭。

住所、生年月日については記載のとおりでございます。

提案理由です。

この案を提出するのは、佐藤浩昭委員の任期が令和7年9月30日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

次ページをお願いいたします。

蟹江町教育委員会委員任命予定者の略歴等でございます。

氏名、佐藤浩昭。

住所、生年月日については記載のとおりでございます。

職業、自営業。

公職歴、舟入小学校P T A会長、蟹江町給食センター運営委員、蟹江町教育委員会委員。

賞罰、なしでございます。

3ページをお願いいたします。

参考といたしまして、蟹江町教育委員会教育長及び委員の任期経過表をつけさせていただいております。今回、佐藤委員につきましては、表の中ほどの網かけ部分の令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間についてご同意をいただきます任期となります。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

佐藤浩昭さんにおかれましては、人柄は大変明るい方であります。そして何事に対しても前向きに取り組んでみえる方で、これまで2期にわたり教育委員を務められました。本町の教育の発展に大きく寄与されてこられました。

教育、学術、特に文化に関しては深い関心をお持ちで、地域の状況をよく理解をし、児童生徒の安心、安全を重視するとともに、健やかな教育に力を入れていただいてございます。

地域の方からの信望も大変あるお方であります。引き続き4年間の教育委員を担っていただくには最適任者だと考えてございます。

議員各位のご同意を賜りますように、よろしくお願ひをいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、岩田肇。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、岩田肇委員の任期が令和7年11月8日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

2ページをご覧ください。

選任予定者の略歴等でございます。

氏名、岩田肇。

住所、生年月日は記載のとおりです。

職業、不動産鑑定士。

公職歴、固定資産評価審査委員会委員。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。今回の岩田肇委員は、最上段でございます。任期は、令和7年11月9日から令和10年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

今、お話をありましたように岩田肇さんにおかれましては、日頃から不動産鑑定士として大変活躍をされております。固定資産の評価についても、学識経験を有してございます。

平成22年から固定資産評価委員会の委員として、令和3年12月からは委員長としてお力をいただいております。責任感も大変強い方であります、同委員としてはふさわしい方だと思ってございます。

議員の皆さんのご同意を賜りますように、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、固定資産の評価委員ということで、岩田さん不動産鑑定士ということで、職業的に適任だと思いますけれども、今、町長からの推薦ということで、平成22年からもう15年やっているんですよね。

そのあとまた任期3年ということで、岩田さんのことでもなく、任期というのはいつまでできるものなのか。ちょっと長いのかなという面も感じてしまうのですけれども、その辺についてお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは板倉議員のご質問についてお答えさせていただきます。

任期につきましては、それぞれ今回資料にも書いてあるとおりで3年間というところなんですけれども、継続しての任期というご質問だと思いますので、それについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、固定資産評価審査委員会の任期、いつになったら退職というものは決まっておりません。この社会的な情勢もありますて、今、大体全ての委員につきましても、65歳、70歳という方が非常に多くなっておるんですけども、能力的には委員として任せられる方につきましては、お申出がない限り務めていただきたいというのが、私たち事務局としての考え方あります。

確かに、それが75歳、80歳、85歳というところになったときに、やはりそのときに事務局としては、新たな方がふさわしいのかどうかとか、そういうことを常に考えながらやっていきたいと考えておりますが、今回につきましては、まだまだ70歳というところでお若く、現役でお仕事、不動産鑑定士もやってみえるということですので、推薦をさせていただくということでお理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

まだ年齢的に70歳ということで、まだ今で言ったら若い、まだまだ職業として不動産鑑定士もやっているということで、基本は委員として向こうからもうちょっとさしてくれないかということがあつて代わるという感じの認識ですか、今の答弁でいくと。それが今後、3年

間やって年齢重ねて、80歳までできるのかちょっと何とも言えませんけれども。

あと引受けてくれる方がなかなかいないという現状もあると思いますけれども、その辺についてお願いします。

○総務課長 藤下真人君

退任のタイミングにつきましては、委員の皆様それぞれご事情もありますので、先ほど答弁させていただいたとおり、任期満了が近づくところで、事務局、特にこういった件ですと私課長が委員の方とお話をさせていただいて、継続をお願いしたい、また、委員の皆さんにつきましては、まだ大丈夫ですか、もうそろそろちょっと次の後任はこの方がどうだとか、そういうお話をあれば、交代であったり継続というような形でお話をさせていただいております。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、関山秀美。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、関山秀美委員の任期が令和7年11月8日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

2ページをご覧ください。

選任予定者の略歴等でございます。

氏名、関山秀美。

住所、生年月日は記載のとおりです。

職業、なし。

公職歴、固定資産評価審査委員会委員、民生委員・児童委員。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。今回の関山秀美委員は中段でございます。任期は、令和7年11月9日から令和10年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

関山秀美さんにおかれましては、先ほどの略歴にもございましたように、平成25年12月から現在まで、民生委員・児童委員として大変ご尽力をいただいております。

また、幅広い人脈経験を生かして、納税者の代表として、固定資産評価の審査をお願いすることについては、適任者であると考えてございます。

議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題いたします。

提案理由の説明を求める。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」。

蟹江町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、安江忠男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、村松進委員の任期が令和7年11月8日をもって満了になることに伴い、必要があるからである。

2ページをご覧ください。

選任予定者の略歴等でございます。

氏名、安江忠男。

住所、生年月日は記載のとおりです。

職業、税理士。

公職歴、なし。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の任期経過表でございます。今回の安江忠男委員は最下段でございます。任期は令和7年11月9日から令和10年11月8日までの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり安江忠男さんにおかれましては、昭和55年4月に名古屋国税局に入局をされ、同局の会計課主任、そして県内税務署の統括国税調査官等を歴任をされました。

その後、令和6年7月に退職をされ、現在は蟹江町内の税理士事務所の所属税理士としてご活躍をされてございます。税に関する知識が大変豊富でありますし、また責任感も強く、固定資産評価委員としての適切な方だと思ってございます。

議員の皆さんのご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第5号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第41号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第41号「表彰について」。

蟹江町表彰条例等の規定により、次の者を表彰するものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

今回、敬称は略させていただき、氏名と事績のみを読み上げさせていただきます。

在職年月等につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

初めに、町功労者表彰、蟹江町表彰条例第4条第1号でございます。

番号1、氏名、鈴木孝弘、事績、学校嘱託医。

続きまして、一般表彰、蟹江町表彰条例第4条第2号でございます。

(1) 非常勤特別職等多年在職、蟹江町表彰条例第2条第1号の適用でございます。

番号2、氏名、近藤多佳子、事績、学校嘱託薬剤師。番号3、氏名、前田豊、事績、保育所嘱託医。番号4、氏名、横江修、事績、環境美化指導員。番号5、氏名、工藤健三、事績、文化財保護審議会委員。

2ページのほうをお願いいたします。

(2) 勤続25年以上、蟹江町表彰条例第2条第2号の適用でございます。

番号6、氏名、丹羽修治。番号7、氏名、大河内貴美。番号8、氏名、小出清美。以上3名の事績は、蟹江町職員でございます。

(3) 教育、体育、学術、芸術、その他文化の振興、蟹江町表彰条例第2条第3号の適用でございます。

番号9、氏名、加藤弘之。番号10、氏名、古井美由紀。以上2名の事績は、20年以上にわたり、地区スポーツ協力員として体育の振興に多大な貢献をしたものでございます。

(4) 社会事業、蟹江町表彰条例第2条第5号の適用でございます。

番号11、氏名、飯田晴雄。番号12、氏名、駒田義郎。以上2名の事績は、20年以上にわたり、自治会役員を歴任し、地域の安定及び振興に多大な貢献をしたものでございます。

3ページのほうをお願いします。

(5) 運輸交通、蟹江町表彰条例第2条第11号の適用でございます。

番号13、氏名、石濱喜久代、事績は、20年以上にわたり交通指導員として、交通の指導及び活動の推進に多大な貢献をしたものでございます。

(6) 寄付、蟹江町表彰条例第2条第13号の適用でございます。

番号14、氏名、明治安田生命保険相互会社名古屋西支社、事績は、金81万7,900円を寄付

でございます。番号15、氏名、伊藤博文、事績は、ワンタッチパーテーション35張を寄付、金99万7,150円相当でございます。番号16、氏名、共英製鋼株式会社名古屋事業所、事績は、企業版ふるさと納税として金100万円を寄付でございます。番号17、氏名、桑名三重信用金庫、事績はスポットクーラー5台を寄付、金50万9,300円相当でございます。

以上が17件の内容となります。

それでは提案理由でございます。

この案を提出するのは、蟹江町表彰式における被表彰者の選考にあたり、蟹江町表彰条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからである。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

表彰で寄附で少しお聞きしたいんですけども、14番と16番で金81万7,900円の寄附と、企業版ふるさと納税として金100万円を寄附ってあるんですけども、これ何が違うのか。

結局は、この金額でそれぞれ企業版ふるさと納税として寄附、ちょっとそのあたりがお金の現金の寄附、両方ともそれに値するんじゃないかなと思うんだけども、ちょっとその違いをお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは板倉議員から寄附の関係の、寄附の違いというところでご質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、16番の企業版ふるさと納税につきましては、新しいというか、言葉のとおりなんですかね、ふるさと納税の企業版という形になるんですけども、こちらについては、蟹江町の政策に関して賛同をして、それに対して100万円の寄附をしていただいたというもので、蟹江町が、違いとしてはこのような事業をやっていきますというのに、繰り返しになりますが賛同してのお金が動いたというところになります。

14番の明治安田生命さんからいただいております81万7,900円の寄附というところは、事業の健康ですね、明治安田生命さんは健康に関してが意識がありますので、事業というよりは蟹江町の皆さんの健康に活用していただきたいという目的で寄附をされているところで、違いが説明するには少しちょと分かりづらいかもしないんですけども、起点とそれについての事業に対してなのか、それが健康づくりだったりにこれを活用してほしいという思いで寄附をしていただいたというところで、寄附のその蟹江町から見ると入り口が違うという形で、ふるさと納税と普通の通常の寄附というところでの違いがあるということで、ご説明とさせていただきたいと思います。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで、生命保険会社から健康にまつわるものに使ってください、用途が決まって、こんな感じですか、このとこで使ってくださいということなんだね。

もう一点の企業版ふるさと納税ということは、これも用途で政策的に使ってくださいということで、そうすると企業版ふるさと納税、個々のふるさと納税と別に企業版あるんだけれども、ということは毎回こうやって表彰していくんですか。企業版でふるさと納税した場合、ちょっとそこをお願いします。

○総務課長 藤下真人君

現行の表彰条例に基づいて、7月の表彰審査委員会にかけて、この後9月議会にかけているというのが今の現状の表彰、蟹江町の表彰でやっておりますので、その表彰条例に基づいている現状であれば、これからもこのような形で、企業版ふるさと納税で寄附していただいたものの金額が超えておれば、表彰対象とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それではご提案申し上げます。

議案第42号「蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について」。

蟹江町水道事業水道料金等審議会条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業水道料金等審議会条例。

第1条の設置から第8条のその他雑則までの8条立ての条例となってございます。内容につきましては、後ほど制定の概要にて説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

下段、提案理由でございます。

この案を提出するのは、水道料金等の適正化を図り、必要な調査及び審議を行うには水道料金等審議会を設置する必要があるためである。

3ページは、この条例の制定に伴う関係条例の一部改正新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定の概要でございます。

制定の理由。

水道料金等の適正化を図り、必要な調査、公平で公正な料金体系の構築及び審議を行う必要があるためでございます。

制定の内容でございます。

第1条、設置根拠の説明。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づくもの。

第2条、審議会の審議事項についての説明でございます。

水道料金等について必要な調査及び審議を行うものでございます。

第3条、審議会の委員数（10人以内）及び期間についての説明。

（1）学識経験を有する者。（2）町議会議員。（3）蟹江町水道事業の給水区域内の給水使用者。（4）その他管理者が必要と認める者。

第4条、委員の任期は、委嘱の日から答申を行った日までの期間。

第5条は、審議会の会長及び副会長についての説明でございます。

会長1名、委員の互選で決定いたします。副会長1名、会長の指名で決定でございます。

第6条、審議会の会議についての説明。

会長が招集。委員の過半数の出席が必要。議事は委員の過半数をもって可決。

第7条、審議会の庶務は、上下水道部水道課において処理。

第8条、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定めること。

附則、1、施行期日についての説明。公布の日。

2、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年蟹江町条例第7号）の改正を併せて行うもの。

別表に新たに名称及び金額を追加。

水道料金等審議会、会長、日額7,000円。委員、日額6,800円。

施行期日、公布の日。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第43号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年蟹江町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

下のほうをお願いします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の改正に伴い必要があるからである。

なお、2ページ、3ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。一部改正の概要でございます。

改正の理由。

公職選挙法施行令の一部改正に伴うもの。

改正の内容。

第8条、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の公費負担限度額を引き上げることとした。

内容としましては、1枚当たりの改正単価は8円38銭となります。

第11条、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価にかかる印刷費の公費負担限度額を引き上げることとした。

改正の内容としましては、1枚当たりの印刷費、改正単価は586円88銭となります。

施行期日は公布の日です。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第44号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年蟹江町条例第2号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

3ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等をするため必要があるからである。

なお、4ページから7ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは8ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等をする必要があるため。

改正の内容です。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知、制度利用及び働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務付けることとした。

1、対象となる職員。

(1) 本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出した職員。

(2) 3歳に満たない子を養育する職員。

2、措置内容です。

(1) 対象職員への仕事と育児の両立支援制度の個別周知及び意向確認。

(2) 子の心身の状況又は職員の育児に関する家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向確認。

(3) (2) で把握した対象職員の意向に対する配慮。

施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第45号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例（平成4年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

3ページのほうをお願いします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため必要があるからである。

なお、4ページから7ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは8ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うもの。

改正の内容です。

職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度について以下のとおり改正し、職員の希望に応じて利用できる制度の選択肢を増やすこととした。

こちらが表のほうになりますが、取得上限、取得単位、取得できる時間帯で改正後につきましては、2種類ございます。

1号、2号とございまして、第1号部分休業につきましては、1日当たり2時間、取得単位は30分、取得できる時間帯は今後は制限なしとなります。

第2号部分休業です。取得上限が77時間30分、これは勤務日10日間分に相当する時間になります。取得単位は1時間単位、取得できる時間帯は制限なしでございます。

施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第46号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について」。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

今回は3条立ての条例となっております。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

11ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、社会情勢の変化に伴い、職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要があるからである。

なお、13ページから42ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは43ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の一部が改正されたことにより所要の改正を行う。

改正の内容です。

第1条関係。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正。

旅費法の一部改正に伴い旅費の種目の名称を変更し、包括宿泊費を新設する。

第2条関係。

蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

1、旅費法の一部改正に伴う旅費の種目の新設、廃止及び名称の変更並びに定額支給から実費支給への支給方法の変更に伴い規定の整備を行うこととした。

2、船賃及び航空賃の規定の整備を行うこととした。

内容につきましては、表のとおりでございます。

第3条関係。

蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正。

旅費法の一部改正に伴う旅費の種目の新設、廃止及び名称の変更並びに定額支給から実費支給への支給方法の変更に伴い、旅費の計算方法等の規定の整備を行うこととした。

1、これまで在勤庁から出発する場合の旅費が支給額の上限となっていたところ、実態を踏まえて自宅等から出発する場合の旅費を支給することを可能とすることとした。

2、旅行者に対する旅費の支給に代えて、直接、旅行代理店等に旅費相当額を支払うことができるとすることとした。

3、宿泊費を定額支給から上限付き実費支給に変更し、上限は地域の実情等を勘案して宿泊費基準額（上限額）を定めることとした。

4、現行の日当を宿泊手当に変更し、宿泊に伴う諸雜費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行について一夜当たりの定額を支給することとした。

5、その他規定の整理を行うこととした。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それではご提案申し上げます。

議案第47号「蟹江町下水道条例の一部改正について」。

蟹江町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町下水道条例の一部を改正する条例。

蟹江町下水道条例（平成21年蟹江町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、改正の概要にて説明させていただきます。

下段、提案理由でございます。

この案を提出するのは、標準下水道条例の一部改正等に伴い必要があるからである。

2ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

蟹江町下水道条例の一部改正の概要でございます。

改正の理由。

標準下水道条例の一部改正（令和7年4月22日）等に伴うものでございます。

改正の内容でございます。

第7条、災害時その他非常の場合における排水設備等の工事に関する規定の整備を行うこととした。

改正前では、排水設備等の新設、改修等に係る工事は、蟹江町長の指定を受けた者（排水設備指定工事店）でなければ行うことができなかつたものが、改正後につきましては、改正前の規定に加えて、蟹江町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときに、当該指定を受けている者（他市町村における排水設備工事指定工事店）に工事を行わせることができるものとなりました。

これは能登半島地震での教訓を生かし、災害時等の非常事態を想定して改正することとなりました。

第9条及び第15条、規定の整理を行うこととした。引用項の修正でございます。

施行期日、公布の日。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番、板倉です。今、提案理由の説明があつて、内容についても、説明が……

これでいくと、改正前は、蟹江町内の指定業者に限ってたんだよね。蟹江町長の指定を受けた者ということになっていて、これがほかの市町村でも、多分震災等で下水道管を復旧させるのに、町内だけの業者じゃ足りなくなるよということで、他市町村の応援も借りながらできるようにすると、その認識でよろしいんですか。ちょっとお願ひします。

○下水道課長 北條寿文君

今、おっしゃっていただきましたとおり、排水設備指定工事店が、町指定のみではなくて、災害時については他の市町村のお力もお借りするということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○7番 板倉浩幸君

ただ唯一心配なのが、地域がね、蟹江町だけじゃ済まないと思うし、結局今ある工事業者が本当にそれで復旧ができるのか、その辺がちょっと心配なんだけれども。その辺はまずこの改正をして、町外でもいいですよということをしていくって感じで。ちょっとその辺も分かりましたらお願ひします。

○下水道課長 北條寿文君

おっしゃっていただきましたとおり、被災状況によって、町内の指定工事店、今現在150を超える指定工事店ございますが、町内の業者のみならず、今町外の業者も指定をしているところですけれども、全国的な応援をいただいたときに、能登半島では残念ながら当該市町村の指定工事店しか駄目というこの規定がネックになって、実際の施工をやっていただけなかつたという実情が出てきたことによりまして、これは他の市町村における指定工事店でも、当町のほうに応援復旧に来ていただいたときには、ご対応いただけますということでの規定の整備ですので、応援に来ていただければ来ていただけるほど、全国的な手をお借りすることができるということを可能にするものでございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、教育課長の退席と産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長の入場を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

(午前10時15分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時19分)

○議長 伊藤俊一君

日程第15 議案第48号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それではご提案申し上げます。

議案第48号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結について」。

令和7年8月8日指名競争入札に付した霞切橋修繕及び耐震補強工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、1、契約の目的、霞切橋修繕及び耐震補強工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金5,423万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額493万円。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川西49番地。株式会社戸谷組。代表取締役、戸谷繁秀。

5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、7款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、14節工事請負費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

ナンバー1の海部建設株式会社から、ナンバー10の花井建設株式会社までの10社の、それぞれの自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準です。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規（以下「内規」という。）第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数はおおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領（以下「要領」という。）第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、土木工事等級A（2,000万円以上）相当工事である。

3、要領第3条第3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和6・7年度、蟹江町土木業者格付け及び選定（土木工事）により、上記2及び3の条件を満たす土木工事等級Aに該当する業者は3社である。

5、内規第2条に規定する指名業者数を満たしていないため、要領第3条第2項の規定に基づき、1段階下位の土木工事等級B業者4社を追加した。

6、上記5の理由により、4社追加しても指名業者数に満たないため、海部地域に本社を有し、官公庁工事を受注している土木工事等級Aの業者の内、本年度蟹江町が実施した同種の工事入札に対し、誠実に履行した業者は1社であり、その1社を追加した。

7、上記6の理由により、1社追加しても指名業者数に満たないため、要領第3条第2項の規定に基づき、海部地域に本社を有し、官公庁工事を受注している1段階下位の土木工事等級Bの業者の内、本年度蟹江町が実施した同種の工事入札に対し誠実に履行した業者は2社であり、その2社を追加した。

8、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定をいたしました。

4ページをお願いいたします。

令和7年8月8日に執行いたしました当該工事の入札執行調書です。

内容といたしましては、延長26.9メートル、幅員3.6メートルの橋梁の補修及び補強工事となります。

入札方法は指名競争入札で、番号6の株式会社戸谷組が第1回目の入札におきまして4,930万円で落札をしております。落札率は96.8%です。

最後に5ページをお願いいたします。

位置図でございます。図面中央部の旗揚げをしている部分が今回の施工箇所となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

代表質問でも町長が霞切橋の話、質問に答えてくれたんですけれども、今回、その工事の入札ということで、事前にちょっとその代表質問のときにも少し聞いたんですけれども、架

け替えじゃなくて修繕ですよということなんですけれども、結構僕も見させていただいて、結構腐敗もひどく、下のぞくとね、もうさびてきてそんな状況なんですけれども、どんな感じで、後からでもいいですので、どんな工事のもうちょっと詳しく内容等が分かるものがちょっと欲しい。金額的に5,000万円以上、5,000万円もかかるので、その辺何かないでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、工事の内容についてお答えをさせていただきます。

今回は塗装とあと断面のところがやはり古くなっているところもございます。そちらの修繕と、あと耐震に頼るといいますか、落橋防止の措置を行いながら修繕をしていきたいというふうに思っています。

ちょっと詳細に関しましては、またちょっと今すぐ手元にございませんので、もしよければまた後ほどお話しさせていただければと思います。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

よろしいですか。

○7番 板倉浩幸君

もうちょっと詳細内容が分かるものを用意、今だとできるんですか、もらえる形でいいですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、工事の内容が分かるようなものをちょっと資料作成して、提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第49号「大辻跨線橋撤去工事の協定の締結について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それではご提案申し上げます。

議案第49号「大辻跨線橋撤去工事の協定の締結について」。

大辻跨線橋の撤去工事について、下記のとおり協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、1、協定の目的、大辻跨線橋撤去工事。

2、協定金額、金2億1,944万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,924万円。

3、協定の相手方、愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号、東海旅客鉄道株式会社、建設工事部長、深見健史。

2ページをお願いいたします。

工事費概算額調書でございます。

工事種別のうち、道路施設としまして、既設跨線橋の撤去等1億7,700万円、工事付帯60万円、管理費1,480万円、消費税等1,924万円、計2億1,164万円。

鉄道施設としまして、電気設備支障移転600万円、管理費180万円、計780万円、合計で2億1,944万円です。

3ページをお願いいたします。

大辻跨線橋撤去工事の概要となります。

1、工事概要。

(1) 道路施設、既設跨線橋の撤去、幅2.6メートル、延長が30メートル、工事付帯一式。

(2) 鉄道施設、電気設備支障移転一式。

2、工事期間。

令和7年9月から令和8年12月を予定をしております。

4ページをお願いいたします。

位置図でございます。図面中央部の旗揚げしてある部分が施工箇所となります。

最後に5ページをお願いいたします。

側面図、平面図、主軸断面図となっております。

黄色で表示してある部分が今回協定に係る工事箇所となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

まず、今回はちょうど線路の上の通路側の撤去ということで、結局、あの階段部分については入札制度ですけれども、結局JRにもう完全にお任せという形で、2億1,000万円、

階段部分も合わせると3億円ぐらいかかっちゃうということで、この2億円が本当に妥当な金額なのか。ちょっと何とも言えないということをやっぱり言っていかなければいけないのかなと。

実際に、ほかの階段部分の工事も含めて、そのぐらいが妥当な金額なのか、距離的に階段部分のほうが、ちょうど側面図、平面図、図面をつくってくれたので分かりやすいんですけども、これだけの部分の工事で、実際に本当に言い値に、はっきり言ってJRの言い値になっちゃっているのか、ちょっとそこら辺が自由通路のときもそうでしたけれども、ちょっとその辺があんまり納得というか、ちょっとその辺序内に考えがあつたらお願ひしたいと思います。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、お答えをさせていただきます。

JRとの協定工事につきまして、そういうご質問を自由通路のときもいただいております。その中で、やっぱりその工事の適正化ということは、国からも指示がしっかり出ていまして、透明性の確保の観点から、JRで行う工事に関しては、全て詳細な見積りやそういうのを全て町のほうに提出をしてもらっています。

そういうのを照らし合わせた上で、工事の適正な価格かどうかというのは、やっぱりしっかりと町として判断しております、妥当なところではないかということで今考えております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第50号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それではご提案申し上げます。

議案第50号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結について」。

令和7年8月8日事後審査型制限付き一般競争入札に付した大辻跨線橋撤去工事（階段部）

について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、1、契約の目的、大辻跨線橋撤去工事（階段部）

2、契約の方法、事後審査型制限付き一般競争入札による契約。

3、契約金額、金8,580万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金780万円。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町舟入二丁目143番地、山田建設株式会社、取締役社長山田広明。

5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、7款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、14節工事請負費。

2ページをお願いいたします。

事後審査型制限付き一般競争入札参加業者調書でございます。

参加業者は、ナンバー1の山田建設株式会社とナンバー2の株式会社加藤建設でございます。

それぞれの自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。後ほどお目通しのほどお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

入札の公告の概要となります。

1、本工事の契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札の方法によるものとした。

2、入札参加者の資格条件として、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受け、営業年数が3年以上ある者とした。

3、入札参加者の資格条件として、令和6・7年度蟹江町入札参加資格者名簿に登録され、かつ、名簿に記載された土木工事の総合評価が1,040点以上で、愛知県内に本店又は支店があるものとした。

4、入札参加者の資格条件として、国又は地方公共団体が発注した工事で元請として過去10年間に本工事と同種の工事を完了し引き渡した実績があるものとした。

5、入札参加者の資格条件として、日本鉄道施設協会が発行する「工事管理者（在来線）」及び「列車見張り員（在来線）」を専属配属できる者とした。

4ページをお願いいたします。

令和7年8月8日に執行いたしました、当該工事の入札執行調書となります。

内容といたしましては、延長が75.7メートル、幅員2.5メートル、大辻跨線橋の階段部分

の撤去となります。

入札方法は、一般競争入札で、番号1の山田建設株式会社が第1回目の入札におきまして、7,800万円で落札をしております。落札率は96.8%。

最後に5ページをお願いいたします。

位置図でございます。図面中央部の旗揚げしてある部分が施工箇所となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第18 議案第51号「令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それではご提案申し上げます。

議案第51号「令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結について」。

令和7年7月31日指名競争入札に付した令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたします、1、契約の目的、令和7年度源氏泉緑地護岸改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金8,415万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金765万円。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地の1、株式会社加藤建設、代表取締役社長、加藤明。

5、支出科目、令和7年度蟹江町一般会計、7款土木費、4項都市計画費、5目公園費、14節工事請負費。

2ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

ナンバー1の海部建設株式会社からナンバー10の花井建設株式会社までの10社の、それぞれの自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規（以下「内規」という。）第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数はおおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領（以下「要領」という。）第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、土木工事等級A（2,000万円以上）相当工事である。

3、要領第3条第3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和6・7年度蟹江町土木業者格付け及び選定（土木工事）により、上記2及び3の条件を満たす土木工事等級Aに該当する業者は3社である。

5、内規第2条に規定する指名業者数を満たしていないため、要領第3条第2項の規定に基づき、1段階下位の土木工事等級B業者4社を追加した。

6、上記5の理由により、4社追加しても指名業者数に満たないため、海部地域に本社を有し、官公庁工事を受注している土木工事等級Aの業者内の内、本年度蟹江町が実施した同種の工事入札に対し誠実に履行した業者は1社であり、その1社を追加した。

7、上記6の理由により、1社追加しても指名業者数に満たないため、要領第3条第2項の規定に基づき、海部地域に本社を有し、官公庁工事を受注している1段階下位の土木工事の等級B業者内の内、本年度蟹江町が実施した同種の工事入札に対し誠実に履行した業者は2社であり、その2社を追加した。

8、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定いたしました。

4ページをお願いいたします。

令和7年7月31日に執行いたしました当該工事の入札執行調書となります。

内容といたしましては、延長が57.6メートルの矢板護岸工事です。

入札方法は指名競争入札で、番号2の株式会社加藤建設が第1回目の入札におきまして7,650万円で落札をしております。落札率は96.1%となっております。

5ページをお願いいたします。

位置図でございます。図面中央部の旗揚げしている部分が今回の施工箇所となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

一番最後、位置図によりますと、この施工箇所というのがあります。ということは、まだその先何年かけて東のほうですか、そっちまだまだいくのでしょうか。大体何年ぐらいの見込みで最終完了する予定でしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それではお答えをさせていただきます。

今回、今年度の工事をもちまして一応矢板の敷設というものは完了を予定をしております。これより東については剥離等認められませんので、矢板のほうは今年度で終了となります。

ただ、本年度につきましては、のり面の補修のほうは予定に入っておりませんので、来年度に、その今回の部分ののり面の補修をさせていただくということで計画をしております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

矢板の剥離がその先が見られなかつたということなんですかね、これまでの剥離しとつたところの矢板も、何かえらい短かつたとかという話も聞いたことあるんですけども、工事予定のない先のほうの矢板が、どんだけの見込みかというのはめどが、めどというか、調査が進んでいるのか、またこれはこれで剥離したらまたやるよとかそういうことで、剥離する前に先手を打つて、何か変な事故が起きる前に先に補修工事をやるとかそういうことではないということなんでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

ではお答えをさせていただきます。

今回この護岸の改修に当たって、事前に設計をかけております。その中では今の護岸の崩壊状態の調査をしながら、実際どこまで持つかということで、現状は2メートルか3メートルぐらいの矢板で、非常に短いものが入っていまして、とてもやっぱり自立が難しいということで、今回15メートルぐらいの矢板で全て打ち替えをしている状況です。

ただ、今回、この東の部分についてはまだ状況的にもっているということは判断できましたので、必要最小限の範囲で今回改修させていただくということでやっておりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

ここで土木農政課長の退席とともに福祉課長、教育課長の入場を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は午前10時55分からといたしますので、よろしくお願ひいたします。

(午前10時46分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

○議長 伊藤俊一君

日程第19 議案第52号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第52号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,891万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億3,167万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表地方債補正。

変更分といたしまして、舟入7号水路整備事業の限度額を450万円の減額補正、蟹江中学校体育館空調機設置事業を2,720万円の増額補正、蟹江北中学校体育館空調機設置事業を1,940万円の増額補正をさせていただくものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

まず、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金が430万4,000円の減額補正でございます。これは現在、第3子以降である3歳未満児の保育料の負担軽減措置が、令和7年10月以降第2子以降に拡大されることに伴い、保育所運営費保護者負担金を減額するものでございます。

次に、15款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金が29万8,000円の増額補正でございます。内訳としましては、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）の精算による追加交付分でございます。

それから2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金が58万円の増額補正でございます。これは令和7年7月から9月までの、私立保育園等の給食1食当たり100円を補助する保育所等給食費軽減対策支援事業174万円のうち、3分の1に当たる町費分の財源としての重点支援地方交付金58万円でございます。

次に、16款県支出金は3,050万円の増額補正でございます。主な内訳としましては、2項2目民生費県補助金が275万6,000円の増額補正でございます。これは現在第3子以降である3歳未満児の保育料の負担軽減措置が、令和7年10月以降助成対象児童が第2子以降に拡大されることに伴う予算の組替えと、15款でもご説明しました保育所等給食費軽減対策支援金のうち、3分の2に当たる県費116万円でございます。

それから、4目農林水産費県補助金は1,300万円の増額補正でございます。これは、道路舗装修繕工事及び水路整備工事の財源としての単独土地改良事業補助金でございます。

3項県委託金、4目教育費委託金は1,459万5,000円の増額補正でございます。これは「ラーニングの日」モデル事業委託金でございます。

19款繰入金は1,596万3,000円の増額補正でございます。内容としましては、令和6年度の一般会計の繰出金の精算に伴う特別会計からの繰入れでございます。

20款繰越金は964万5,000円の減額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

21款諸収入は、4,657万9,000円の減額補正でございます。これは、蟹江中学校及び蟹江北中学校の体育館の空調機設置事業を実施するにあたり、自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金と緊急防災減災事業債を財源として予定していましたが、これらの財源の併用ができないことが判明したため、補助申請を取り下げたものでございます。

22款町債は4,210万円の増額補正でございます。内容としましては、1項町債、4目土木債が450万円の減額補正で、これは先ほど16款でご説明しました単独土地改良事業補助金を確保したことに伴う起債額の減額でございます。

次に、6目教育債は4,660万円の増額補正でございます。これは21款でご説明しました自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金を取り下げたこと等に伴う、各中学校の体育館空調機設置事業債でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

まず、3款民生費でございます。1項社会福祉費、2目老人福祉費は1,705万5,000円の増額補正でございます。内訳としましては、介護保険管理特別会計繰出金が217万8,000円で、これは介護保険制度の改正に伴うQRコード対応などのシステム改修費の一般会計からの繰出金でございます。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金が1,487万7,000円で、これはQRコード対応などのシステム改修費の一般会計からの繰出金と、令和6年度後期高齢者医療広域連合負担金の追加負担額の納付に伴う一般会計からの繰出金でございます。

それから2項児童福祉費、4目保育所費は174万円の増額補正でございます。これは物価高騰の影響を受けつつも安定した給食を実施している私立保育所等を支援するため、令和7年7月から9月までの給食費1食当たり100円を補助する保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金でございます。先ほどの、歳入15款国庫支出金と16款県支出金が財源でございます。

続きまして、7款土木費でございます。2項道路橋梁費1目維持修繕費はゼロ円で財源更正となります。これは単独土地改良事業補助金を活用し、道路舗装修繕工事を施工するにあたり、工事請負費から設計業務委託へ予算の付け替えを行うものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は5万3,000円の増額補正でございます。これは、屋外広告物許可手数料について、許可区域の認識誤りにより許可不要の地域の屋外広告物についても手数料を徴収していたため、これを返還するものでございます。

4目都市下水路費はゼロ円で財源更正となります。これは単独土地改良事業補助金を活用し舟入7号水路整備工事を施行するにあたり、工事請負費から設計業務委託へ予算の付け替えを行うものでございます。

5目公園費は130万円の増額補正でございます。これは借地である上之町北児童公園について、土地所有者の意向により令和7年11月までに土地を返還することになったため、公園施設の撤去を行うものでございます。

続きまして、10款公債費でございます。

1項公債費、1目元金は121万4,000円の減額補正、2目利子は997万9,000円の増額補正でございます。これは平成26年度及び令和元年度に借入れた臨時財政対策債の利率が見直されたことに伴う支払い元金及び支払い利子の増減となります。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

まず、1点目として、今、総務部長のほうから説明がありましたけれども、保育所運営費で県の事業で、10月から第3子から第2子以降になったんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただきたいのと、あと昨年もあったと思うんだけれども、ラーニングの日のモデル事業の委託金1,459万5,000円、結構金額かかっているんですけれども、昨年もモデル事業であります、質問してどんな中身なのって、多分今の次長が答えてくれた覚えがあるけれども、そこでまた今年もモデル事業という、まだ正式とかではなくてモデル事業でくまでもやれませんかということで、蟹江町もじやあ協力しようかなということで手を挙げたのか、ちょっとその辺を確認させてください。

あともう一点最後に、都市計画管理費ということで5万3,000円、議案説明のときにも説明していただいた案件なんですけれども、これって5万3,000円、金額的に還付ということであるんですけども、もうちょっと過去5年分の精算ということなんですねけれども、それ以前にもあったものなのか、あとどうして今になって発覚というか出てきたのか、その辺をお願いいたします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

まず、先ほど板倉議員からご質問がありました、第2子保育料の無料化の事業について説明のほうさせていただきます。

この事業ですけれども、もともと第3子の保育料の無料化事業として、愛知県、町それぞれ2分の1の負担で行ってきたものであります。この事業をこの令和7年10月から愛知県のほうが第2子に拡大するということで、それに合わせて町のほうもこの事業を行うことになっております。

この第2子に拡大することによって、対象者が実人数としては52人に増えるということになっております。

補正の予算としましては、保護者の負担金、保護者の方からいただく保育料を減額して、第3子としてもともと組んであった予算をそのまま第2子以降になります。ここに第3子も含まれますので、第2子のほうに付け替えてさらに拡大部分を上乗せというような補正予算の内容です。

以上でございます。

○教育課長 兼岩英樹君

それではご説明させていただきます。

ラーニングの日のモデル事業についてでございますが、昨年度も同じように実施はされております。本年度も、県のほうからどういった事業に参加するという意向調査みたいなやつがございました。それのアンケートに答え、その中でまた県のほうが事業として展開できるかということで、モデル事業ということが県のほうの5月に認定されたということで、これについて当初予算のほうで上げられませんでしたが、それについて町として申請をして

認定されたというふうでございます。

こちらにつきましては概要としましては、実施により教職員の業務の負担の軽減ということで、用務員さん1人当たり208万5,000円という形で委託金のほうを頂戴しております。学校7校ありますので、7名に対しての委託金ということになります。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、返還金についてお答えをさせていただきます。

今回、市街化調整区域の集中地区人口の取扱いについてというところは、従来から許可区域ということで許可申請を受け付けをさせていただいておったところなんですが、改めて愛知県のほうに確認をしたところ、この区域については許可不要であるという回答がございまして、改めて課内で確認をしましたら、やはり許可区域という認識で手続を行っておりましたので、これが誤りということが分かった次第でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

保育所の保護者負担の返還ということで、当初は第3子以降まで予算組んでいたんですね。10月からは半年分返還ということで、52名、結構いるんですね。

それでこれ完全に県が2分の1、町も2分の1で、これからも第2子以降にずっと、今後もっと増えるかもしれないけれども、ちょっとその辺も、当初、僕も聞いたときに、早く10月からやるのかって聞いたら、まだ決まっていないという話で、ほかの市町村でももう先倒しして、例えば予算で組めるように4月から導入したりしている自治体もありました。

その中で10月からということでしたので、町も一緒に並行してやっていこうということで決めてくれたのはいいと思いますし、ぜひその辺を積極的に活用して、県の事業等もやっていただきたいなど。

あとラーニングなんだけれども、用務員7名に対しての金額ですということで、1年間昨年やって、これ実際どうだったんですか。

ラーニングの日というのはあんまりよく分かんないなんだけれども、実際やってみてどうだったのか、その辺の検証でまた引き続きやるといいという判断をしたと思うなんだけれども、ちょっとその辺分かりましたらお願ひします。

あと、還付金についてですけれども、多分税の執行停止等含めて5年ということの判断したと思うんですけども、実際に、だから今回発覚したのも、再度確認したほうがいいよねということになって、初めて確認したら要らなかつたよということだと思います。

その辺をやっぱり今後もほかのものでも、実際広告、宣伝、看板について、ちょっと僕も知りませんでしたけれども、その辺は十分ちゃんと確認を取りながらやっていただきたいなと思います。

○教育部次長 館林久美君

ラーニングについてもう少しお答えをさせていただきます。

先ほど課長もお答えしたと思うんですけども、昨年度も同様の補助メニューがございまして、増額をいただいているところです。

今年度につきましても、年度が始まってから採択の決定がありまして、このような形で予算計上をさせていただいているところなんんですけども、実際にラーニングのモデル事業となっているところというのは、愛知県の中でも、ほとんど3分の2ぐらいのところがモデル事業として手を挙げて採択されているものです。

それで何がというところになりますと、令和5年に愛知県が年度の途中でラーニングという、その言葉本当にこれ造語なんんですけども、ラーニングとバケーションの造語になっていると思うんですけども、この検証効果というのを知るがための調査をしたいというところもあり、なおのこと突然この事業が始まることでの、学校への業務負担というところの補助メニューになったのかなというふうに私どもは理解しております、町内の昨年度の取得状況というのは、やはり中学校のほうが小学校よりも取得率は低いんですけども、1人3日間取れるんですけども年間で、3日間全て取っている児童はそんなに多くはないんですけども、1日以上取っているってなると、小学校ですとやはり3割ぐらいが取得しているというのが状況でございます。

2割強というのが、中学校の取得状況かなというふうにうちのほうは理解しているというところが、ラーニング事業についてでございます。

以上です。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

すみません。返還金についてということで、これまでやっておった事務が正しいという認識で今まで事務を行っておったんですが、やはり今までが全て正しいかというと、そういうわけではないこともありますので、常日頃から、今やっておる事務が正しいかどうかということを念頭に置きながら、事務を進めて間違いないように進めさせていただけたらと思っております。

また、5年間ということにつきましては、先ほど議員のほうもおっしゃったんですが、地方自治法の第236条の第1項の規定で消滅時効5年という定めがありますので、5年間という定めとさせていただきました。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、こども福祉課長、教育課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時19分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

○議長 伊藤俊一君

日程第20 議案第53号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それではご提案申し上げます。

議案第53号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和7年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,372万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,466万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額1,587万3,000円、7款1項1目繰越金、補正額785万3,000円、こちらは前年度繰越金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,372万6,000円でございます。内訳といたしましては、一般会計繰出金が785万3,000円。こちらは令和6年度の国民健康保険事業特別会計精算に伴う繰り出でございます。そして、電子計算管理業務委託料として

1,587万3,000円。こちらは令和8年度から施行されます子ども・子育て支援金制度の円滑な導入に向けたシステム改修費でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、部長から提案あったんですけども、来年度から始まる子ども・子育て支援事業の補助金ということで、国からも補助金をもらってシステム改修を行っていくんですけども、具体的に現時点での国保に対してのいろいろな話があるんですけども、主にどのような内容で1,500万円使う事業なんですか。ちょっとその辺分かりましたらお願ひします。

○保険医療課長 山田尚徳君

板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらのシステム改修なんんですけども、先ほど部長からも説明がありましたように、令和8年度から始まる医療保険の保険料と併せて徴収するもので、児童手当等に充てられるものとなっております。

こちらなんすけれども、システム改修の機能としまして、均等割等は子ども・子育て支援金のときに10割軽減だったりの軽減措置等の追加だったり、あと賦課機能の追加、計算機能の追加だったりでこのようなシステム改修の予算を計上させていただいております。

以上となります。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと分かりにくいんすけれども、その辺の現時点での子ども・子育て支援事業だね。分かっている範囲で、保険医療の1人当たり幾らかって多分なってくると思うんすけれども、分かる資料の提出ってもらえますか、現時点での。

○民生部長 不破生美君

分かる資料というのは国が出している資料しかございませんので、こちらでご提出するというような資料はございません。

ただし、今現時点で国のはうが試算をしておりまして、大体国保加入者で1人当たり250円、1世帯当たり350円ぐらい、後ほど後期高齢者の医療保険でも同じような改修費が出てくるんですけども、後期高齢のはうで1人当たり200円ぐらいの徴収金を徴収する。こちらは高校生世代までは徴収しないという形になってございますので、大体今国は試算がこれぐらいで出しております。

今現在、システム改修につきましては、正確な賦課徴収をするという義務がございますので、それに向けた準備段階ということでシステム改修費のはうを計上させていただきました。

ですので、申し訳ございませんけれども、ご提出させていただける資料というのは今の時点では持っておりません。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

国の事業で、国の資料は調べればすぐ出てくるので、そういうことで1世帯当たり国保で250円、1人か。その辺の金額は、いろいろ今、独身税とか何かよく言われているんですけども、国がどんな内容で進めてということで、子ども・子育てに保険から取るのかという話もありますけれども、ちょっとその辺が来年度から、これ国保税についても、後期もそうなんですけれども、来年度から徴収になってくる状態ですか。それを聞いて終わります。

○保険医療課長 山田尚徳君

それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

徴収に関しましては、来年度の本算定のほうから徴収させていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第21 議案第54号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしくお願ひいたします。

ご提案申し上げます。

議案第54号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,803万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,407万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額4,050万4,000円。こちらは介護給付費負担金の過年度分でございます。

4款1項支払基金交付金、1目地域支援事業支援交付金、補正額3万6,000円。こちらも地域支援事業支援交付金の過年度分でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金45万3,000円。こちらは介護給付費準備基金預金利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金217万8,000円でございます。こちらは事務費等繰入金でございます。

8款1項1目繰越金、補正額5,486万8,000円。こちらは前年度繰越金でございます。

次ページ、10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額217万8,000円。こちらは介護システムの改修事業委託料でございます。

続いて、4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額7,088万円。こちらは内訳といたしましては、基金への積立金が7,042万7,000円、預金利子の積立金が45万3,000円でございます。

続きまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額1,937万5,000円でございます。こちらは過年度返還金でございます。

続いて、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額560万6,000円。こちらは一般会計繰出金560万6,000円でございます。こちらの補正につきましては、令和6年度介護保険管理特別会計精算に伴うものでございます。

次ページに精算の概要を添付してございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

毎回のように聞くんですけども、介護給付費準備基金、新たに7,088万円繰り入れて、現時点で、令和6年度の決算では出ていますけれども、第9期が始まって2年目で準備基金も3年間で入れながらやっていく中で、新たにまた別に崩しながら、準備基金もまた積立て

できるということですか。その辺が、実際に、まだ第9期年途中で1年ちょっとたったわけですけれども、実際に9期、8期と比べて基準で100円下げていただいた中で、でも新たにまた準備基金も立てられるということは、実際どうなのかな。

詳しいことはまた決算でもお聞きしたいと思いますけれども、その前に準備基金として7,088万円入れる内訳等を分かりましたらお願ひいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました、介護保険準備基金の件でお答えをさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、第9期の計画の中で1年間で1億円、3年合わせて3億円を保険料軽減のために繰り出すことと計画をさせていただき、また、昨年度には、介護予防サービス費の不足が生じましたので補正予算認めていただきまして、800万円繰り出したところでございます。

また今回、決算に伴い7,000万円ほどを積立てをさせていただくんですけれども、全体としては少しずつ基金の残高というものは減ってきておる状況でございます。

また、今後10期の計画を策定していくに当たり、またこの基金の残高や給付費の推移などを見ながら、どう活用していくか検討していくかと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

入れながら、準備基金として3年間で入れながらやつてた中で、単年度で取りあえず7,000万円、また基金として積み立てられるよねっていうことなんですね。

そこを最終的に9期終わったときに、最後に準備基金が幾らになるかまだちょっと分かんないけれども、その辺なんですよね。実際には

準備基金が本当に何かあった場合には、よく部長も何かあったときに大変だからというんですけれども、本来の目的をちゃんと認識してもらいながら、準備基金の本当運用、だって利息だけでも45万3,000円あるということは、相当準備基金持っているんですよね。その辺は、僕らほとんど利息つかない預金なんですよね、今。なのに、それだけの準備基金があるということで、ちょっと本当に9期の途中でちゃんと考えてほしいなど。また、詳しくは決算のところでお願ひしたいと思います。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第22 議案第55号「令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

ご提案申し上げます。

議案第55号「令和7年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,473万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金、補正額90万4,000円。前年度の繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、27節繰出金、補正額90万4,000円でございます。説明といたしましては、一般会計への繰出金額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第23 議案第56号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それではご提案申し上げます。

議案第56号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,180万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,306万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正額57万円。こちらは現年度分普通徴収保険料で277万円、滞納繰越分普通徴収保険料でマイナス220万円でございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金、補正額1,412万9,000円。こちらは療養給付費繰入金でございます。

続いて、3目事務費繰入金、補正額74万8,000円。事務費の繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、補正額522万8,000円。こちらは前年度繰越金でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額113万3,000円。こちらは先ほどの国保と同じでございますけれども、システム改修に係る補助金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額188万1,000円。こちらは後期高齢者医療システムの改修費でございます。

続きまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,689万9,000円。内訳といたしまして、療養給付費負担金（過年度精算分）が1,412万9,000円、保険料等負担金（過年度精算分）が277万円。

続きまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額142万8,000円。過年度返還金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額160万円でございます。主なものといたしまして、システム改修の改修費及び令和6年度後期高齢者医療保険事業特別会計精算に伴うもの

でございます。

次ページに精算の概要を参考に添付してございます。

以上のとおり、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりました議案第56号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

ここで、下水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の退席と会計管理者の入場を許可いたします。総務課長は、席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時47分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 伊藤俊一君

日程第24 認定第1号「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第31 認定第8号「令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

「令和6年度蟹江町歳入歳出決算書（一般会計 特別会計）」の3ページをお願いいたします。

認定第1号「令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、別に配付させていただいておりますA4版横長の資料、令和6年度蟹江町歳入歳出決算説明を用いて説明に代えさせていただきます。こちらのものになります。

それでは、こちらの決算説明の1ページをお願いいたします。

説明に入ります前に、この資料の歳入の横の欄ですが、左から順に、款、項、予算現額、調定額、収入済額、前年度との比較、収納率、摘要と、昨年度と同様に調製させていただいております。

また、2枚めくっていただいた4ページからの歳出におきましても、横の欄、左から順に、款、項、予算現額、支出済額、前年度との比較、不用額、執行率、摘要と、こちらも昨年度と同様に調製させていただいております。

説明につきましては、それぞれの合計額を中心に進めていきたいと思います。

また、一般会計に続く各特別会計におきましても同様に説明させていただきたいと思いまますので、詳細につきましては後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、順番に説明させていただきますので、1ページにお戻りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年度蟹江町一般会計、歳入から始めさせていただきます。

令和6年度蟹江町一般会計の歳入につきましては、1款町税、収入済額52億8,518万1,523円から、1枚めくっていただいた3ページの22款町債、収入済額4億9,190万円まで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は145億4,261万7,000円、収入済額は143億36万9,045円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、12億9,404万6,707円の増額でございます。

続きまして、1枚めくっていただき、4ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費、支出済額1億2,017万3,546円から、5ページの11款予備費、支出済額ゼロ円まで成り立っており、歳出合計といたしましては、その下の段をご覧ください。予算現額は145億4,261万7,000円、支出済額は138億8,335万3,503円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、14億5,122万873円の増額でございます。

再び決算書のほう、338ページをお願いいたします。

令和6年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額143億36万9,045円、2、歳出総額138万8,335万3,503円、3、歳入歳出差引額4億1,701万5,542円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源としましては、(2)繰越明許費繰越額487万9,600円でございます。5、実質収支額としましては、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた額4億1,213万5,942円でございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町国民健康保険事業特別会計へ移りますので、決算書を1枚めくっていただき、339ページをお願いいたします。

認定第2号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳

入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び決算説明のほう、6ページ、7ページ、資料2「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算説明」をお願いいたします。

初めに、6ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税、収入済額6億8,161万8,679円から、8款諸収入、収入済額974万4,453円まで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は35億8,343万4,000円、収入済額は32億2,200万92円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、2,778万5,904円の減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額4,487万8,005円から、8款予備費、支出済額ゼロ円まで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は35億8,343万4,000円、支出済額は31億5,645万5,118円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、4,558万122円の減額でございます。

再び決算書のほう、368ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額32億2,200万92円、2、歳出総額31億5,645万5,118円、3、歳入歳出差引額6,554万4,974円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町土地取得特別会計へ移りますので、決算書を1枚おめくりいただき、369ページをお願いいたします。

認定第3号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び決算説明のほう、8ページ、9ページ、資料3「令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算説明」をお願いいたします。

初めに、8ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款財産収入、収入済額1億3,846万9,817円から、3款諸収入、収入済額2億4,870万7,345円まで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は4億5,737万8,000円、収入済額は3億8,717万7,162円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、2億2,140万7,583円の増額でございます。

続きまして、9ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款土地取得費、支出済額2億4,870万7,345円から、3款諸支出金、支出済額1億3,802万3,817円で成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は4億5,737万8,000円、支出済額は3億8,717万7,162円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、2億2,140万7,583円の増額でございます。

再び決算書のほう、382ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額3億8,717万7,162円、2、歳出総額3億8,717万7,162円、1、歳入総額と2、歳出総額が同額でしたので、3、歳入歳出差引額ゼロ円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源もございませんでしたので、5、実質収支額も同額のゼロ円でございます。

土地取得特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町介護保険管理特別会計へ移りますので、決算書を1枚めくっていただき、383ページをお願いいたします。

認定第4号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び決算説明のほう、10ページ、11ページ、資料4「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算説明」をお願いいたします。

初めに、10ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款保険料、収入済額6億5,667万3,977円から、9款諸収入、収入済額34万9,284円まで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は31億8,834万円、収入済額は32億1,880万4,219円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、3億4,414万5,282円の増額でございます。

続きまして、11ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額2億5,882万2,530円から、6款予備費、支出済額ゼロ円まで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は31億8,834万円、支出済額は31億6,393万4,759円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、3億6,317万3,332円の増額でございます。

再び決算書のほうの414ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額32億1,880万4,219円、2、歳出総額31億6,393万4,759円、3、歳入歳出差引額5,486万9,460円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

介護保険管理特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計へ移ります。

決算書を1枚めくっていただき、415ページをお願いいたします。

認定第5号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び決算説明のほうの12ページ、13ページ、資料5「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算説明」をお願いいたします。

初めに、12ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、収入済額ゼロ円から、5款諸収入、収入済額1,780円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は1,575万6,000円、収入済額は1,526万6,563円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、158万3,609円の増額でございます。

続きまして、13ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額1,436万1,692円のみで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は1,575万6,000円、支出済額は1,436万1,692円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、176万5,086円の増額でございます。

再び決算書のほうの426ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,526万6,563円、2、歳出総額1,436万1,692円、3、歳入歳出差引額90万4,871円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

コミュニティ・プラント事業特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計へ移りますので、決算書を1枚めくっていただき、427ページをお願いいたします。

認定第6号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、再び決算説明のほうの14ページ、15ページの資料6「令

和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算説明」をお願いいたします。

初めに、14ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料、収入済額5億5,258万1,208円から、6款繰越金、収入済額790万1,208円までで成り立っており、歳入合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は10億9,848万5,000円、収入済額は10億8,855万3,873円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、7,415万4,333円の増額でございます。

続きまして、15ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、支出済額936万9,257円から、4款予備費、支出済額ゼロ円までで成り立っており、歳出合計といたしましては、一番下の段をご覧ください。予算現額は10億9,848万5,000円、支出済額は10億8,232万6,045円でございます。前年度決算額と比較をいたしますと、7,582万7,713円の増額でございます。

再び決算書のほうの444ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額10億8,855万3,873円、2、歳出総額10億8,232万6,045円、3、歳入歳出差引額622万7,828円でございます。4、翌年度へ繰越すべき財源はございませんでしたので、5、実質収支額も3、歳入歳出差引額と同額でございます。

後期高齢者医療保険事業特別会計につきましては以上でございます。

なお、決算書445ページ以降の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊「令和6年度蟹江町水道事業会計決算書」を1枚おはねください。

ご提案申し上げます。

認定第7号「令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

1、令和6年度蟹江町水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までで、当初予算額は7億5,297万8,000円、税込みの決算額は7億6,220万1,058円でございます。

次に、下段の支出の部でございます。

区分、第1款水道事業費用は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで、当初予算額

は7億4,104万8,000円、税込決算額は7億1,625万8,560円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引きまして、税込収支差引額は4,594万2,498円でございます。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項の企業債から第3項の固定資産売却代金で、当初予算額は3億1,763万8,000円、税込決算額は2億7,695万5,665円でございます。

次に、下段の支出の部でございます。

区分、第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までで、当初予算額は5億1,536万8,000円、税込決算額は3億7,342万7,713円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,647万2,048円は、過年度分損益勘定留保資金2,190万2,764円、当年度分損益勘定留保資金4,415万5,459円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,041万3,825円で補てんさせていただきました。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

2、令和6年度蟹江町水道事業会計損益計算書でございます。

1の営業収益から6ページ、4の営業外費用までの損益を計算しますと、当年度純利益は1,508万8,151円となります。これに前年度繰越利益剰余金4,316円を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は1,509万2,467円となります。

次に、7ページ、8ページにはこの剰余金計算書がついておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、9ページをご覧ください。

4、令和6年度蟹江町水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金1,509万2,467円のうち1,500万円を建設改良積立金へ積み立てさせていただきまして、処分後の残高9万2,467円を翌年度への繰越利益剰余金したいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、10ページから、令和6年度蟹江町水道事業会計貸借対照表から、第2、附属明細書、第3、決算附属書類並びに別に添付しておりますA3の両面の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会計管理者兼会計管理室長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

「令和6年度蟹江町下水道事業会計決算書」の表紙を1枚めくってください。

認定第8号「令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度蟹江町下水道事業会計の利益処分

及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚めくっていただきまして、1ページ、2ページ目をご覧ください。

1、令和6年度蟹江町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、上段の収入の部、区分、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益で成り立っております。当初予算額は7億2,765万円、税込みの決算額は7億5,454万8,488円でございます。

続きまして、下段の支出の部、区分、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費で成り立っております。当初予算額は6億5,678万3,000円、税込みの決算額は6億1,129万5,323円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引いた金額、税込収支差引は1億4,325万3,165円でございます。

1枚めくっていただき、3ページ、4ページ目をご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、上段の収入の部、区分、第1款資本的収入は、第1項企業債から第6項一般会計補助金で成り立っております。当初予算額は9億6,355万円、税込みの決算額は9億5,692万2,300円でございます。

続きまして、下段の支出の部、区分、第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費で成り立っております。当初予算額は11億8,441万7,000円、税込みの決算額は11億1,446万2,971円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,754万671円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,513万3,788円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額546万8,773円、引継金491万1,991円及び過年度損益勘定留保資金1億1,202万6,119円で補てんさせていただいております。

1枚めくっていただき、5ページをご覧ください。

2、令和6年度蟹江町下水道事業会計損益計算書でございます。

1、営業収益から4、営業外費用までの損益を計算しますと、表の下から4段目、当年度純利益が1億337万5,239円となります。これに前年度繰越利益剰余金6,511円を加えると、当年度未処分利益剰余金は1億338万1,750円となります。

なお、この剰余金の内容につきましては、1枚めくっていただいた7ページ、8ページの3、令和6年度蟹江町下水道事業会計剰余金計算書でご確認いただけますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

もう一枚めくっていただき、9ページをご覧ください。

4、令和6年度蟹江町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金1億338万1,750円のうち、1億338万円を建設改良積立

金の積立てとし、残りの1,750円を翌年度への繰越利益剰余金といたしまして処分したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、10ページからの5、令和6年度蟹江町下水道事業会計貸借対照表、第2、附属明細書、第3、事業報告書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わらさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

ここで、山本代表監査委員より審査意見を求めます。

山本代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 山本隆彦君

ただいま紹介にあずかりました監査委員の山本隆彦と申します。

監査委員として2年目なんですが、私が一番感じたところは、監査事務を通じて、町として様々な事業を展開されまして、きめ細やかな行政サービスをしていただいているということを実感しております。また、私自身、蟹江町に住んでから30年たったんですが、年々町なかがバージョンアップされているという実感があります。そのようなとても住みやすい町だなというふうに感じております。これは、議員の皆様、それから町の職員の皆様の日々のご尽力のおかげだと思っております。一蟹江町民として、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

私も、蟹江町の監査委員として誠実に公正な監査事務を行い、全力で職務を務めますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にある蟹江町の決算審査意見書、これに基づいて説明をいたします。

まず、1ページをご覧ください。

ちょっと読み上げをさせていただきます。

7蟹監発第18号。

令和7年8月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、吉田正昭。

令和6年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出いたします。

続きまして、3ページですね。ちょっと目次飛ばしまして、3ページまで飛んでいただくと、ここも読み上げさせていただきます。

令和6年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。

第1、審査対象は、1、令和6年度蟹江町一般会計歳入歳出決算、2、令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3、令和6年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算、4、令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算、5、令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算、6、令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算、7、令和6年度蟹江町土地開発基金運用状況です。

第2、審査期間は、令和7年6月30日から令和7年7月14日まででした。

第3、審査方法といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類並びに関係帳簿等を調査をして、出納検査等を活用して計数の正否、予算の執行状況等について審査をいたしました。

なお、内容の審査に当たり、必要に応じて所属職員の説明を求めて、審査の参考にいたしました。

第4、審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運用もおおむね適正に行われているものと認められました。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められました。

続きまして、4ページですね。次ページ、4ページを見ていただくと、これ審査の概要ということで、先ほどの決算説明の中でもいろいろ数字が出ておりましたが、同じようなことがここにくる記載がされております。この数字について、表については後ほどお目通しいただければよろしいかなと思いますので、ここはちょっと割愛をさせていただいて、17ページですね。一気にそこの特別会計のところの17ページへ飛んでください。

17ページの下のところに、3、特別会計。特別会計は、国民健康保険事業特別会計をはじめ5会計である。そういうようなことが記載されてあって、今の説明のところでも同じような数字が記載されておりますということですね。

それで、あとはこの各論というんでしょうかね。内容の説明については次ページ以降にまたずっと記載がございますので、これもまた後ほどご確認していただければよろしいかと思います。

要約として、むすびとして23ページ、ここをちょっと監査委員の意見として述べさせていただきたいと思います。

23ページをお開きください。

7として、むすび。ここをちょっとずっと読み上げさせていただきます。

令和6年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類

並びに基金運用状況を示す書類について審査した結果、いずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行、あるいは運用管理されており、その内容は適正であると認められます。

令和6年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入222億3,217万954円、歳出216億8,760万8,279円で、前年に比べ歳入が19億755万1,610円、9.4%の増加、歳出が20億6,781万4,465円、10.5%増加しております。歳入歳出差引額は5億4,456万2,675円となり、そのうち行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は4億1,213万5,942円の黒字であります。

財政状況を示す主な指標を見ると、財政力指数は0.80、経常収支比率は95.8%、実質公債費比率が5.7%となっており、健全財政を堅持しているものと認められます。

主要な財源である町税の収入未済額は5,560万5,947円、徴収率が98.9%で、前年度に比べて1,717万7,997円の減少。国民健康保険税の収入未済額は7,174万6,489円、徴収率は89.7%で、前年に比べ1,821万6,632円減少しています。前年と同様、滞納整理事務が順調に行われており、今後も引き続き税の徴収の公平性を保つためにも、税の回収を適正に行うことを望むものであります。

町債の決算額は4億9,190万円で、前年度に比べて8,620万円、21.2%増加していますが、第5次蟹江町総合計画、諸施策等の遂行に必要な財源となっています。

歳出については、主要な成果として、国の地方創生臨時交付金及び重点支援地方交付金を活用し、学校給食費全額補助事業等、物価高騰から町民生活を守るための施策を実行するとともに、斎苑再整備事業、南駅前線整備事業、新市街地整備事業、小中学校トイレ改修事業等を遂行し、所期の目的を達成されており、的確に執行されているものと認められます。

各施策事業には、第5次蟹江町総合計画の基本構想として掲げる「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江（まち）」の実現に向けて予算配分をされ、創生総合戦略の基本理念に基づき的確に執行されているものと認められます。

国では働き方改革を進めており、職員の健康管理の面において、時間外勤務や有給休暇の管理を的確に行い、特定の者に過重な負担にならないよう、職場環境の整備を行ってほしいと思います。

最後に、今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスの提供を念頭に置き、的確な予算配分、事業執行をお願いしたいと思います。

続きまして、蟹江町の公営企業会計に移りますので、24ページですね。ちょっと黄色いあれを飛ばして24ページです。

ここもちょっと読み上げさせていただきます。

7 蟹監発第19号。

令和7年8月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、吉田正昭。

令和6年度蟹江町公営企業会計決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度蟹江町公営企業会計（水道事業会計及び下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

ちょっとまた26ページですね。1ページ飛ばして26ページです。

これは審査意見ですが、ここも読み上げさせていただきます。

令和6年度蟹江町公営企業会計決算審査意見。

第1として、審査対象は、1、令和6年度蟹江町水道事業会計決算、2、令和6年度蟹江町下水道事業会計決算です。

第2として、審査期日は令和7年7月1日でした。

第3、審査方法としては、審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているものかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性に基本原則に沿って運営されているかに着眼して審査をしました。また、決算関係書類と関係帳簿書類及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求めて審査をいたしました。

第4、審査結果。

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠されており、その計数は正確がありました。また、経営成績、財政状況についても適正に表示されているものと認められました。

あと、水道事業会計の概要については、27ページから38ページと記載がございますので、また後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

そうしましたら、先ほどと同様にむすびのほうで、39ページまでちょっと飛んでいただいて、39ページが、このむすびですね。むすびとして、以上、令和6年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきましたが、建設改良事業では配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られています。

経営成績においては、収益的収支では、水道事業収益、税込みで7億6,220万1,058円で、前年度に比べて722万9,521円、0.9%の減収に対し、水道事業費用、税込みで7億1,625万8,560円、前年度に比べて3,147万9,076円、4.6%の増となったものの、経常収支としては先ほど申し上げたとおり4,594万2,498円、税込みの純利益となりましたということですね。

あと、先ほどの数字と同じような説明ですので、これちょっと割愛をさせていただいて、あと有収率ですよね。有収率については85.6%で、前年よりも0.4ポイントの減少となってしましました。漏水調査及び計画的な老朽管の布設替えを行い、給配水施設等の整備・充実を積極的に図られ、高水準を維持するように望むものであります。

次に、水道料金の収納率は84.9%で、前年度よりも5.5ポイントの減となりました。引き

続き公平性を確保するために、未納者に対してきめ細やかな対策やコンビニ収納、キャッシュレス決済の推進、電話催告など未納者を増やさないよう早期の収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思います。

最後に、水道事業の効率的運営と経費節減などの企業努力により、経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるように要望いたします。

続きまして、下水道会計に移りますが、この計数等の概要については40ページから51ページまで、また後ほどお目通しいただければよろしいかと思いますので、お願ひいたします。

それでは、また飛びまして52ページで、下水道事業会計のむすびのほうを、52ページをお開きください。

6として、むすびですね。

以上、令和6年度の下水道事業会計決算について審査の概要を述べてきましたが、建設改良事業では、下水道管きょ布設工事及び舗装復旧工事等の施工により下水道施設の整備が行われ、本年度は学戸新田処理分区（源氏地区）の管きょの面整備で処理区域の拡大が図られています。

経営成績については先ほど決算の説明のところで申し上げましたので、またこれを割愛させていただいて、これのまた下のところの収納率の関係ですね。収納率が、下水道のほうは収納率84.7%で、前年対比0.2ポイントの増となりました。引き続き公平性を確保するためにも、未納者に対してはきめ細やかな対策やコンビニ納付、キャッシュレス決済、電話催告等、未納者を増やさないように早期の収納に努められ、収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思います。

その下のところは、先ほど資本的収支の不足額のところも説明ありましたので、これもちょっと割愛をいたしまして、有収率のところですね。下から3行目のところですね。有収率については89.8%で、前年度より0.5ポイントの増となりました。

最後に、下水道事業の効率的運用と経費節減など、企業努力により経営の安定化を一層図り、町民の期待に応えられるよう要望いたします。

以上をもちまして、蟹江町公営企業会計の審査意見といたします。

あと、最後になりますが、財政健全化判断比率と資金不足比率について意見を述べたいと思いますので、もう最後になりますが、53ページですね。53ページまず見ていただいて、ここも読み上げさせていただきます。

7 蟹監発第20号。

令和7年8月22日、蟹江町長、横江淳一殿。

蟹江町監査委員、山本隆彦。蟹江町監査委員、吉田正昭。

令和6年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、

審査に付された令和6年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出いたしますということで、あと、55ページが審査の意見ということで、これもちょっと読み上げさせていただきます。

令和6年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見ということですね。

第1、審査対象は、1としまして、健全化判断比率、4つございまして、(1)として令和6年度実質赤字比率、(2)で令和6年度連結実質赤字比率、それから、(3)で令和6年度実質公債費比率、それから(4)で令和6年度将来負担比率ということで、健全化判断比率は4つあるということでございます。

それから、2番として資金不足比率、(1)令和6年度蟹江町水道事業会計資金不足比率、それから、(2)で令和6年度蟹江町下水道事業会計資金不足比率です。

第2、審査の期日、令和7年7月29日。

それから、第3、審査の方法。

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和6年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員から説明を聴取した上で審査を実施しました。

第4、審査の結果でございます。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認められましたということですね。

あと、56ページ以降が、これ見ていただくと、健全化比率というのはどういうものかとか、当町、町として比率はどのぐらいになっているのかということが記載がされております。ちょっと説明しますと、56ページのほうの健全化判断比率というのは、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標で、4つの比率になっているということです。(1)のほうを見ると、実質赤字比率、当町は赤字がないものですから、ここの指標のところがハイフンというんですか、線になっているということですね。数字が記載されていないということです。赤字ではないです。エの判断で、一般会計等実質収支額は4億1,304万円の黒字であるので、実質赤字比率は計上されていませんということですね。

それから、(2)も同様です。(2)も連結のところは、連結しても赤字は生じていないものですから、黒字ですよということですね。57ページのエのところで、連結実質収支額は25億5,455万1,000円の黒字であるので、赤字は計上されませんという意味です。

あとは、(3)で、実質公債費比率は、蟹江町の場合は指標として、6年度が5.7%、5

年度が5.4%、エの判断としては、実質公債費比率は現状、6年度は5.7%で、早期健全化基準の25%を下回っておりまして、健全な状況にあるというふうに思います。

それから、あとまた58ページのところは将来負担比率といいまして、この将来負担比率についても350%という基準があるんですが、それよりもはるかに下回る6年度で63.8%でありますので、こここのエの判断で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にありますということですね。

全体の意見として、この2番のところ、本町の一般会計等における財政健全化判断比率は、前記のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても早期健全化基準を満たしており、良好な状況にあると認められます。

それから、最後になりますが、59ページのところが、経営健全化審査意見として、資金不足比率ということですね。これも、町のほうとしてはハイフンになっていますので、こここのところも（4）のところの判断というところで、本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業については前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率はいずれも計上されない、そういう意味でございます。

最後に、2番、意見として、本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計においても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、良好な状況にあると認められるということでございます。

以上をもちまして、私の審査意見として説明を終了いたします。ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

○議長 伊藤俊一君

ありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までの案件を、来る9月18日、19日の両日にかけて審査をお願いすることにいたし、一括精読といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの8案件は、9月18日、19日の両日に審査することに決定をいたしました。

ここで、山本代表監査委員から退席の申出がありましたので、これを許可をいたします。

また、会計管理者の退席と、教育課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午後2時05分）

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時09分)

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同一件名の同意第3号、同意第4号及び同意第5号の「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の4案件をこの際日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第32 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第33 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第34 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題  
といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第35 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題  
といたします。

本案は精読となつておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りします。

同意第5号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○議長 伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後2時14分)